

認知症（若年性認知症）に関する主な相談窓口

- ▶ **地域包括支援センター**（各市町に必ず設置されています）
 - ・認知症や、介護に関する相談や心配ごとなど、様々な相談に応じています。
- ▶ **認知症相談医、認知症サポート医**
 - ・地域のかかりつけ医として、日ごろの診察で、物忘れなどについて相談できる医療機関です。
 - ・「認知症かな？」と思ったら、かかりつけ医など身近な相談機関にご相談ください。必要に応じて、専門の医療機関（認知症疾患医療センター等）を紹介してくれます。
- ▶ **認知症疾患医療センター・若年性認知症支援コーディネーター**
 - ・保健医療・介護機関と連携を図りながら、認知症の専門医療相談を行っています。
 - ・若年性認知症に関する相談も、県内すべての認知症疾患医療センターにて応じています。
 - ・若年性認知症の人のニーズに合った関係機関やサービス担当者との調整役となる「若年性認知症支援コーディネーター」が、認知症疾患医療センター2病院に配置されています。
- ▶ **若年性認知症コールセンター（全国若年性認知症支援センター）**
 - ・若年性認知症に関する電話相談ができます。ご本人やご家族、関係者からの相談を受けています。



地域包括支援センター



認知症相談医



認知症サポート医



認知症疾患医療センター

社会資源の情報提供と共にその申請方法など
わかりやすくお伝えします。

相談日	相談時間（年末年始・祝日除く）
月～土	10:00～15:00
水	10:00～19:00

☎0800-100-2707（通話料無料）

就労・障害者雇用に関する支援機関や相談窓口

- ▶ **ハローワーク**
 - ・就職を希望する障害者の方の職業指導、職業紹介等を行います。
- ▶ **障害者働き・暮らし応援センター**
 - ・障害のある人の「働く」こと「暮らす」ことを一体的にサポートする専門機関として、本人・家族・企業からの仕事や生活に関する相談に応じています。
- ▶ **治療と仕事の両立支援に関する滋賀県内の相談窓口**
 - ・治療と仕事の両立支援に関する滋賀県内の相談窓口を掲載しています。（認知症以外の病気や治療も含む）



ハローワーク



障害者働き・暮らし応援センター

<https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/content/contents/001476339.pdf> 《滋賀労働局ホームページ》

精神障害者保健福祉手帳・障害年金

- ▶ **精神障害者保健福祉手帳（市町の障害福祉課窓口等）**
 - ・精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、手帳を持っている方は、様々なサービスが利用できます。
- ▶ **障害年金（最寄りの年金事務所や年金相談センター、お住まいの市町役場窓口にて）**
 - ・病気やけがで障害が残った時、受け取ることができる年金です。

若年性認知症の人やご家族の交流の場

- ▶ **交流会「LEAP」（リープ）**
主に65歳未満の認知症の悩みを持つ方々のための交流会です。LINEでのオープンチャットルームや、ZOOMや対面（滋賀県内）での交流会も開催しています。



オープンチャットルーム（LINE）

▶ 詳しくは、『公益社団法人認知症の人と家族の会滋賀県支部』の公式ホームページやFacebook、インスタグラムをご覧ください。



LEAP.SHIGA

<https://kazokushiga.wixsite.com/>

ご存じですか？ 若年性認知症のこと

～働き盛りの年代で認知症になる人もいます～



若年性認知症とは？

65歳未満で発症した認知症のことを、若年性認知症といいます。

若年性認知症の方が働き続けるために

職場の人が若年性認知症と診断されても、本人・家族と雇用主、専門職が協力し、適切な環境を整えることで、働くことができる期間を延長することが可能です。このリーフレットは、本人、家族、企業の管理者、産業医の方々や職場で働く人等が、若年性認知症に早期に気づき、受診を促すとともに、関係者の連携のもと、就労継続をはじめとしたさまざまな取り組みの参考にさせていただくため、作成しました。

滋賀県では、認知症施策の一環として、県内の企業に認知症の専門医等が出向き、若年性認知症を含む認知症に対する理解を深めていただくための出前研修を実施しています。



令和6年3月発行／滋賀県健康医療福祉部 医療福祉推進課

このようなサインは、認知症の可能性がります

職場での変化

- 作業に手間取ったりミスが目立つようになったりする
- 職場の仲間や取引先の相手の名前が思い出せなくなる
- 指示されたことが理解できなくなる
- 段取りが悪くなり、優先順位がわからなくなる
- 約束を忘れてしまう、忘れ物が増えるなど



生活の変化

- 財布や鍵をどこに置いたかわからなくなる
- お金の計算や漢字の読み方がわからなくなる
- 車の運転が適切にできなくなる
- 知っているはずの場所で道に迷ってしまうことがある
- 身だしなみに無頓着になる



など

治療により改善する場合があります

- 慢性硬膜下血腫・脳腫瘍・特発性正常圧水頭症などの外科的疾患や、甲状腺機能低下症、ビタミン欠乏症などの内科的疾患による認知機能の低下の場合は、治療により症状が改善する場合があります。



受診までのサポート(受診につなげる工夫)

- 職場での変化に気づいたら、その人が信頼している上司などに、その人の様子について伝えてみましょう。
- 職場の産業医や、人事労務担当に相談してみましょう。
- かかりつけ医など、その人の身近な医療機関への受診を勧めましょう。

診断後のサポート(就労を続けるための支援)

- 同じ職場で就労を続ける工夫
 - 職場での対応…
症状に応じて職務内容の変更や配置転換を行うなどの取り組みにより、雇用継続の可能性は広がります。
 - ジョブコーチなどの活用…
職場につきそい本人のサポートをしながら職場と本人のつなぎ役をします。
- 障害者雇用枠での雇用
 - ハローワーク

各種制度についてのサポート(相談機関)

- 職場で気づいたときの対応
- 就労を継続するための支援
- 退職後の生活
- 各種手続き
 - 自立支援医療
 - 障害年金
 - 精神障害者保健福祉手帳
(裏面に相談先掲載)



早期受診のメリット

医療機関、主治医との連携が重要です。

在職中に受診することが大切です

- 初診日から6ヶ月が経過すると、精神障害者保健福祉手帳が申請できます。
- 初診日から1年6ヶ月が経過すると、障害年金が申請できます。
- 厚生年金加入期間中に「初診日」があることが大切です。「初診日」に加入している年金により、受給できる年金が異なります。



今後の生活の設計を立てることができます

- 早期であれば、理解力や判断力が保たれているので、病気であることを受け入れ、今後の人生を設計する時間が持てます。



進行を遅らせる治療ができます

- 早期の治療やリハビリ、生活習慣の改善によって進行を遅らせることができます。
また、家族の介護負担を減らすこともできます。